



憲法9条が変わると どうなるの！？

安倍首相は、憲法9条に自衛隊を書き込むことを提案しています。この提案では9条2項を残すと強調しています。つまり9条を次のようにしましょうという提案です。

9条【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認】

①日本の国民は、正義と秩序を基調とする国際平和に誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前条の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

（予想）9条の2 前条の規定は、我が国を防衛するために必要な最小限度の実力組織として、自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。

共同通信社が行った全国電話世論調査によると、この提案に国民の52.7%が反対しています。でも、もっと多くの人に反対表明ををしてもらいたいと思います。

皆さんの中には、災害のたびに自衛隊の皆さんにはとても世話になっているので、憲法に明記されていないのは気の毒という安倍首相の説明に納得している方もいるのではないのでしょうか。今ある自衛隊が書き加わるだけだから変わらないよ。しかも2項をなくさないというのだから安心だと。

しかし、2項の内容と付け加えることになるだろう内容とは、明らかに矛盾しています。これまでと変わらないといいながら9条に矛盾が明らかなる内容をわざわざ付け加えようとする意図は何なのでしょう。

「後発優先の法則」によって平和主義の意味を失わせる

法律には、「後発優先の法則」があり、法律の内容で矛盾がある場合は、後に制定された法律が優先します。つまり、9条の2で「防衛するための実力組織」「自衛隊」が規定されることで、①②に規定されている平和主義＝「戦争放棄」「交戦権の否定」「戦力不保持」は事実上意味を失います。つまりこれで、平和主義を葬り去ることが出来るのです。

憲法に自衛隊を書き込むことは 自衛隊を危険にさらすこと

これまで自衛隊は9条2項の縛りがあるために海外で戦争することはありませんでした。ところが、「戦争放棄」「交戦権の否定」「戦力不保持」などが意味を失うと、2015年に成立した安保法制（集団的自衛権

の限定的容認）を合憲にするばかりか、他国防衛のための集団的自衛権の全面的行使が出来ることになります。自衛隊が海外で戦争に参加する危険が強まります。自衛隊を憲法に書き込むのは当然という安倍首相の提案に賛成することは、逆に自衛隊を危険にさらすことになるのです。

◎市民講座&カフェの報告



●桜区市民講座 番外編

11月26日 土合公民館

「あなたにも来ます！ 裁判員の通知」

講師：小出重義さん（埼玉弁護士会元会長）

裁判員制度の問題点について小出弁護士に伺いました。司法改革の名の下に、市民感覚を生かした裁判として導入されたはずの制度。しかし、民事訴訟や行政訴訟ならまだしも、死刑や無期懲役などを求刑する重大事件の刑事訴訟ばかりが対象なので、人の生死に関わる判決を裁判官と一緒にとはいえ、素人の裁判員が多数決で判決を下して良いのかという問題、また、裁判員となった人が殺人現場の写真を見せられ、精神的疾患になることもあるそうです。参加者からは、裁判員制度の恐ろしさを知り、裁判員として参加すべきか否か真剣に考え直したいという意見などができました。

●請願活動

12月22日 さいたま市議会12月定例会

「オスプレイ配備中止の意見書提出を国に求める請願」 不採択

「桜区平和を考える会」で提出した請願が不採択になりました。この請願は、西浦和駅・中浦和駅・南与野駅での署名活動で集まった62名の賛同署名と一緒に提出したものです。先日も佐賀県の住宅街で、自衛隊ヘリコプターの墜落がありましたが、予定通りオスプレイが横田基地に配備されれば、私たちも今まで以上に大きな危険にさらされます。そのような状況にも関わらず、請願は自民党、自民党真政、公明党、民進改革、無所属の高子議員（現：自民党真政）の反対によって不採択になりました。

●おしゃべりカフェ

1月28日 土合公民館

「この耐え難く不都合な日本」

話題提供者：信國真載さん（桜区在住）

私たちが得ている情報はどこまで信じられるのだろう。信國さんの話を聞いていると、そんな疑問を持たざるを得なくなります。アメリカを中心と

する軍事複合体を中心とした権力構造、トランプ政権下での本当の権力抗争、9.11に関わる事実…、そして、自らが関わってこられた東北アジア開発の活動が日本の管轄官庁の最終責任者の独断によって潰された体験も交え、お話ししてくれました。「信用できる情報を得るにはどうしたら良いのか」など数々の質問が出され、信國さんは一つ一つ丁寧に答えてくれました。

沖縄訪問報告

1月5日から52年ぶりに沖縄を訪問しました。何人かの大学生や高校生と会話をする中で「本土の方は、在日米軍基地が必要と思っているのですか？」と問われました。もちろん私は要らないと答えましたが、彼らの疑問を紹介します。一緒に考えてください。

疑問①「日本及び国民の平和と安全を守るためというが、米国が起こした不当なベトナム戦争やイラク戦争などに、在日米軍基地が使われたのは何故ですか？」

疑問②「度重なる米軍機の墜落・不時着・物体落下・騒音公害や米軍の犯罪などで沖縄県民の生命と暮らしを著しく侵害しているのに、国民の平和と安全を守るといえますか？」

疑問③「毎年、多額の国民の税金が在日米軍の駐留に使われている。それより保育所の待機児童の解消、就学支援、貧富の格差是正など福祉や教育に回した方がハッピーだと思いませんか？」

疑問④「美しい自然を破壊して米軍基地建設（辺野古大浦湾）、ヘリバッド建設（やんばるの森：高江）が強行されているが松島湾に米軍基地とか、水芭蕉の尾瀬に自衛隊基地を建設するとなったらどうしますか？」

沖縄の若者たちの疑問に接して、憲法を守る戦いを始め日々の活動に邁進する決意を新たにしました。

（共同代表 今井弘行）



切り抜き帳



県民根耳に水 原発再稼働要望

◎東京新聞に次のような報道がされていました。埼玉県議会は12月22日に、規制基準に適合した原発の再稼働を求める意見書案を賛成多数で可決。意見書ではエネルギーの安定供給や経済効率化の向上には原発の稼働が欠かせないとして「原子力規制委員会により世界でもっとも厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を進めるよう強く要望する」と。



この意見書に対して市民らが反発。1月10日、県議会議長に対して「原発事故の終息が見通せない中でこのような意見書を可決することは被災地を無視したあまり無責任なもの」「原発再稼働は県民の声ではない」「電力消費地である埼玉県が原発の立地県にリスクを押し付けて意見書を可決したことは許されない」などとして抗議文を提出し、決議文の撤回を求めました。この抗議文には県内外から3130人、141団体

の賛同が集まり、立地県からも怒りの声が上がっています。

原子力規制委員会に「世界でもっとも厳しい水準の規制基準」について問い合わせたところ、原子力規制委員会は『世界でもっとも厳しい水準』などと一切言っていないとのことです。そもそも、収束の見通しも立たない原発事故の現状を見れば、再稼動なんて考えられないことです。

民家に自衛隊の戦闘ヘリが墜落

◎「佐賀県神埼市で2月5日ヘリコプターが墜落した。陸上自衛隊によると機体の一部には放射性物質が含まれるものの、人体には影響がないとしている。」（朝日新聞）

沖縄での米軍ヘリコプター墜落現場では、米軍は白い防護服を着て対応。高江の墜落では周りの土を削って持ち去っています。佐賀でも放射性物質の影響があることは明らか。火災が起きたので、放射性物質は拡散していることが考えられます。しっかりとした対策が求められます。

【会の活動報告】

○駅頭活動（改憲反対3000万人署名）

＊1月24日 西浦和駅

○映画上映会

＊12月16日 いのちの海 辺野古大浦湾

○おしゃべりカフェ

＊1月28日 「この耐え難く不都合な日本」

○会議

＊12月16日、1月28日 運営スタッフ会議

＊1月17日、2月7日 事務局会議

○その他

＊12月22日 「オスプレイ配備中止を求める請願」
さいたま市議会で不採択

＊埼玉県議会 「原発再稼動を求める意見書」に対する抗議文提出
会として賛同

＊1月16日 埼玉大学特別セミナー「福島とベラルーシをつなぐ」
会から4名参加



【会のこれからの予定】

＊2月25日 田島公民館

14時～ 上映と感想会

「原発の町を追われて」パート3

16時～ 運営スタッフ会議

桜区平和を考える会発行

ホームページは、「桜区平和」で検索！

<http://spa.g1.xrea.com/>

連絡先：090-8588-4966（今井） 090-4433-7092（小高）

090-6120-3411（佐藤）

振込口座：ゆうちょ銀行

口座番号：00270-8-104990

加入者名：桜区平和を考える会

年会費：1,000円

振込手数料はご負担ください

会員募集中！
カンパ歓迎

